

- 被災した宅地擁壁、宅地地盤、のり面、自然斜面等の復旧法について
  - ・ 市街地を中心に宅地被害が多発、また、人家裏山の崩壊による住宅被害
- 現行の制度では、自然斜面の崩壊工事は、がけ高5m以上、人家2戸以上の要件を満たせば、既存事業の中で対応可能。
- 16年中越大震災による特例措置と同様が適用されると、がけ高3m以上、人家1戸以上、人工斜面（宅地擁壁含む）は、市の負担の差はあるが対応可能。

→ 中越大震災による特例措置の要望

1 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 国45、県45、市10

- 「急傾斜地崩壊対策事業：県事業」 → 自然斜面が対象
  - ・ 急傾斜地（30度以上）の高さが10m以上、保全人家が10戸以上について急傾斜地崩壊防止工事を実施
- 「災害関連緊急急傾斜地対策事業：県事業」 → 自然斜面が対象
  - ・ 人家等に被災を受けた個所につき、急傾斜地の高さ5m以上、保全人家5戸以上について、緊急的に急傾斜地崩壊防止工事を実施

=== 16年中越大震災による特例措置

- 「災害関連緊急急傾斜地対策事業：県事業」 → 人工斜面も対象
  - ・ 特例措置として、現行（自然斜面で急傾斜地の高さ5m以上、保全人家5戸以上）に加え、急傾斜地の高さ3m以上、人工斜面（宅地擁壁も含む）

2 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 国50、県40、市10

- 「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業：市事業」 → 自然斜面が対象
  - ・ 傾斜度30度以上のがけ地の高さが5m以上、保全人家2戸以上、1ヶ所の事業費が600万円以上、がけ崩れ防止工事を実施
  - ・ ライフライン等の公共施設等に被害のおそれがあること（必須条件）
  - ・ 激甚災害の指定を受けた災害についてのみ対応

=== 16年中越大震災による特例措置

- 「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業：市事業」 → 人工斜面も対象
  - ・ 特例措置として、現行（自然斜面で傾斜度30度以上、高さ5m以上、保全人家2戸以上）に加え、高さ3m以上、人工斜面（宅地擁壁も含む）

